



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

- 785 指定自立支援医療機関の変更 (障害福祉課)..... 1  
786 川辺町周辺土地改良区の役員の退任 (農業農村整備課)..... 1  
787 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課)..... 1

## 告 示

### 和歌山県告示第785号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成26年6月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
紀州リハビリケア訪問看護ステーション	和歌山市冬野1335-1	医療機関の所在地	海南市南赤坂11番 和歌山リサーチラボ	和歌山市冬野1335-1	平成 26.6.1

### 和歌山県告示第786号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、川辺町周辺土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成26年6月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

退任した役員(平成26年3月27日退任)

職名 氏名 住所  
理事 中善夫 日高郡日高町大字原谷181番地

### 和歌山県告示第787号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年6月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- 変更後の指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局地域振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)